

茨市推第 724 号
令和 3 年 7 月 9 日

地区連合自治会長の皆様
各地域自治組織 代表者様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 高崎 亮

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
に向けた対応等について(お知らせ)

日ごろから、自治会の運営及び活動に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和3年7月8日(木)に「新型コロナウイルス対策本部」の会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたほか、「まん延防止等重点措置を実施すべき期間」を令和3年8月22日(日)まで延長することが決定されました。

また、大阪府では、同日に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、令和3年7月12日(月)から8月22日(日)まで、まん延防止等重点措置に基づく要請が延長されるとともに、府民に対して、引き続き、「不要不急の外出の自粛」等が要請されています。

本市では、府の要請等を踏まえ、令和3年7月9日(金)に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、別紙(参考資料を除く)のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

主な内容としましては、令和3年7月12日(月)から8月22日(日)まで、市主催の市民が参加するイベントや集会について、収容率や開催時間に制限を設けるとともに、公共施設等については、利用時間を午後9時までとしておりますので、ご理解とご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

また、地域の皆さまにおかれましても、自己への感染を回避していただくとともに、他人に感染させないよう徹底していただきますようお願いいたします。

なお、メール登録されている単位自治会長には、メールにてお知らせしており、重複する場合もございますが、可能な範囲で、単位自治会長の皆さまにお知らせいただきますようお願いいたします。

令和3年7月9日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和3年7月8日付災対第2210号で示された「まん延防止等重点措置に基づく要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

記

1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会について

催物の開催制限の目安並びに適切な感染防止対策を行い実施します。なお、開催状況は市ホームページ等で周知します。

- (1) 期間：7月12日～8月22日
- (2) 人数上限：5,000人以下
- (3) 収容率
 - ①大声なし：100%以内
 - ②大声あり：50%以内
- (4) 開催時間：午後9時まで

2 公共施設等について

- (1) 期間：7月12日～8月22日

- (2) 利用時間：午後9時まで

※なお、この利用制限に伴うキャンセルは利用料を還付します。

- (3) 利用要件：上記1の催物開催の目安等のとおり
- (4) 公共施設の休館等の詳細については、別添のとおり

3 参考資料

令和3年7月8日付災対第2210号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組みについて」